

# ごみ緊急事態宣言について

令和6年5月20日

会津若松市

# 目 次

I. 趣 旨 .....	1
II. 背 景	
1  ごみ減量の必要性 .....	3
2  ごみ減量の現状 .....	4
III. ごみ緊急事態宣言	
1  概要 .....	5
2  宣言日 .....	5
3  緊急減量期間 .....	5
4  燃やせるごみ減量の重点品目 .....	6
5  市民・事業者に協力を求める「5つの行動」 .....	7
6  市の取組 .....	8
IV. 目標設定と達成の考え方	
1  最終目標 .....	9
2  最終目標達成に必要な協力率 .....	10
3  緊急減量期間中の目標の検討 .....	11
4  目標達成の考え方 .....	13
V. ごみ処理有料化の検討	
1  概要 .....	14
2  検討項目 .....	15
VI. スケジュール .....	19
<b>【参考資料】</b>	
1  答申との違い .....	22
2  令和5年度ごみ排出量 .....	23
3  令和5年度ごみ排出量の内訳 .....	24
4  生活系可燃ごみ組成（湿ベース推計値） .....	25
5  事業系可燃ごみ組成（湿ベース推計値） .....	26
6  可燃ごみ組成（湿ベース推計値） .....	27
7  効果試算「1家庭での生ごみの減量」 .....	29
8  効果試算「2家庭でのリユース」 .....	30
9  効果試算「3家庭でのリサイクル」「4事業所でのリサイクル」 .....	31
10  効果試算「5事業所での食品ロス対策」 .....	32

## I. 趣 旨

- 1 ごみの減量は、未来を担う次の世代に住みよい地球環境を引き継ぐことや、持続可能なごみ処理体制を維持するために必要ですが、令和4年度の国の一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、全国同規模の自治体の中でワースト4位という状況にあり、速やかに解決すべき市政の大きな課題です。特に、衛生的な生活環境や安定した事業活動を維持するためには、令和8年3月までに、新ごみ焼却施設の処理能力に合わせて、燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トンまで減量しなければなりません。
- 2 令和5年度燃やせるごみ排出量は1日あたり98.2トンであり、前年度の104.2トンから6.0トン・5.8%の減少となり、令和2年度から4年連続で減少させることができましたが、目標達成には、令和8年3月までの残り2年間で、更に16.1トン・16.4%の減少が必要な非常に厳しい状況にあります。
- 3 現在の燃やせるごみには、生ごみや資源物など減量可能な品目が多く含まれていることから、生ごみへの重点的な対策と分別の徹底により、燃やせるごみ排出量の目標達成は可能と考えています。このため、市による「ごみ緊急事態宣言」により、市民・事業者の皆様と危機意識を共有し、燃やせるごみ減量の期間と目標を定めて集中的に取り組むことで、令和8年3月までに燃やせるごみ排出量を82.1トンまで削減することを目指します。
- 4 燃やせるごみの減量の実現には、市民・事業者の皆様のご協力が必要不可欠であり、家庭においては、「生ごみ減量」「リユース」「古紙、プラスチック製容器包装、古着のリサイクル」の3つの行動、事業所においては、「古紙のリサイクル」「食品ロス対策」の2つの行動、あわせて「5つの行動」をお願いしていく考えです。
- 5 これに向けて、市は、「全市一斉ごみ減量運動」における、ごみステーションでの立会い・排出説明を継続するとともに、ごみの具体的な減らし方を分かりやすく解説した「ごみ減量ガイドブック」の全世帯への配布、タウンミーティングや地域座談会の開催、街頭での広報、商工業団体と連携した事業系ごみの啓発などを実行していきます。

- 6 「ごみ緊急事態宣言」による取組によっても、緊急減量期間中の燃やせるごみ排出量の目標が達成できない場合、ごみ減量に関心をお持ちいただけない方にも、ごみ減量を自分事とする仕組みとして、「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ないと考えています。このため、ごみ処理有料化について引き続き検討していくとともに、必要に応じて、廃棄物処理運営審議会での調査・審議やパブリックコメント等についても行ってまいります。

## II. 背景

### 1 ごみ減量の必要性

#### (1) 未来を担う次の世代に住みよい地球環境を引き継ぐため

- ・本市は、令和3年12月に、私たちが愛する郷土を未来の「あいづっこ」に引き継ぐために、市民・事業者・市が一体となり、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の削減に取り組み、「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言しています。
- ・ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、素材代替（リニューアブル）の推進は、ゼロカーボンシティ会津若松の主要な方向性の1つであり、脱炭素・循環型社会の形成に必要不可欠です。

#### (2) 持続可能なごみ処理体制を維持するため

- ・本市のごみ処理の経費は、様々な経費が年々増加していることに加え、人口減少により1人あたりの経費が急激に増加しています。令和4年度のごみ処理事業全体の経費と過去5年間での伸びは、総額では約16.7億円（7%増）に対して1人あたりでは14,600円（14%増）、ごみ処理原価に限れば、総額約12.6億円（11%増）に対して1人あたりでは11,026円（18%増）となっています。
- ・持続可能なごみ処理体制の構築には、収集運搬・処分経費の削減、中間処理施設や最終処分場の延命化、新施設の規模適正化のために、ごみの減量が必要不可欠です。

#### (3) 新ごみ焼却施設の処理能力にあわせた燃やせるごみ排出量とするため

- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合において現在整備が進められ、令和8年3月稼働の新ごみ焼却施設の処理能力は、国立社会保障・人口問題研究所が本市のみならず全国の地方都市の人口が大きく減少し続ける将来推計を示していることや、施設整備と運営に要する財政負担が、未来を担う次の世代に過度な負担とならないことなどを十分配慮した上で、最大限の施設規模を確保したものです。
- ・目標が達成されず、新ごみ焼却施設の処理能力を超過した場合、収集遅延による衛生的な生活環境や安定した事業活動への悪影響に加えて、受入制限や焼却処理の外部委託、現ごみ焼却施設の運転継続等が必要となり、新たに大きな財政負担が生じることが懸念されます。これらを回避するためには、燃やせるごみ排出量の目標達成が必要です。

## 2 ごみ減量の現状

一般廃棄物処理基本計画においては、令和7年度までの目標として、「1人1日あたりのごみ排出量970グラム」と、「燃やせるごみ排出量29,983トン/年（82.1トン/日）」を定め、目標達成に向けて、雑がみ分別徹底の啓発や、古着の拠点回収、市職員によるごみステーションでの立会い・排出説明など、市民の協力を得ながらごみの減量に取り組んできました。

令和5年度実績は、「1人1日あたりのごみ排出量」は1,176グラムで、前年度から53グラム・4.3%の減となりました。また、「1日あたりの燃やせるごみ排出量」は98.2トンで前年度から6トン・5.8%の減となりました。このように、令和2年度から令和5年度までの4年連続で2つの指標を削減することができました。

しかし、最終目標の達成までには、「1人1日あたりのごみ排出量」は、206グラム・17.5%の超過、「1日あたりの燃やせるごみ排出量」は16.1トン・16.4%の超過となっており、非常に厳しい状況にあります。

また、令和3年度と令和4年度の国の一般廃棄物処理事業実態調査の結果においても、「1人1日あたりの生活系ごみ排出量」が全国同規模の自治体の中で2年連続でワースト4位にあるなど、他自治体と比較しても高い状況が続いています。

### Ⅲ. ごみ緊急事態宣言

#### 1 概要

市による「ごみ緊急事態宣言」により、市民・事業者の皆様と危機意識を共有し、一定の期間を緊急減量期間として、期間中の燃やせるごみ減量の目標を定め、燃やせるごみの減量に集中的に取り組みます。

#### 2 宣言日

令和6年5月20日

#### 3 緊急減量期間

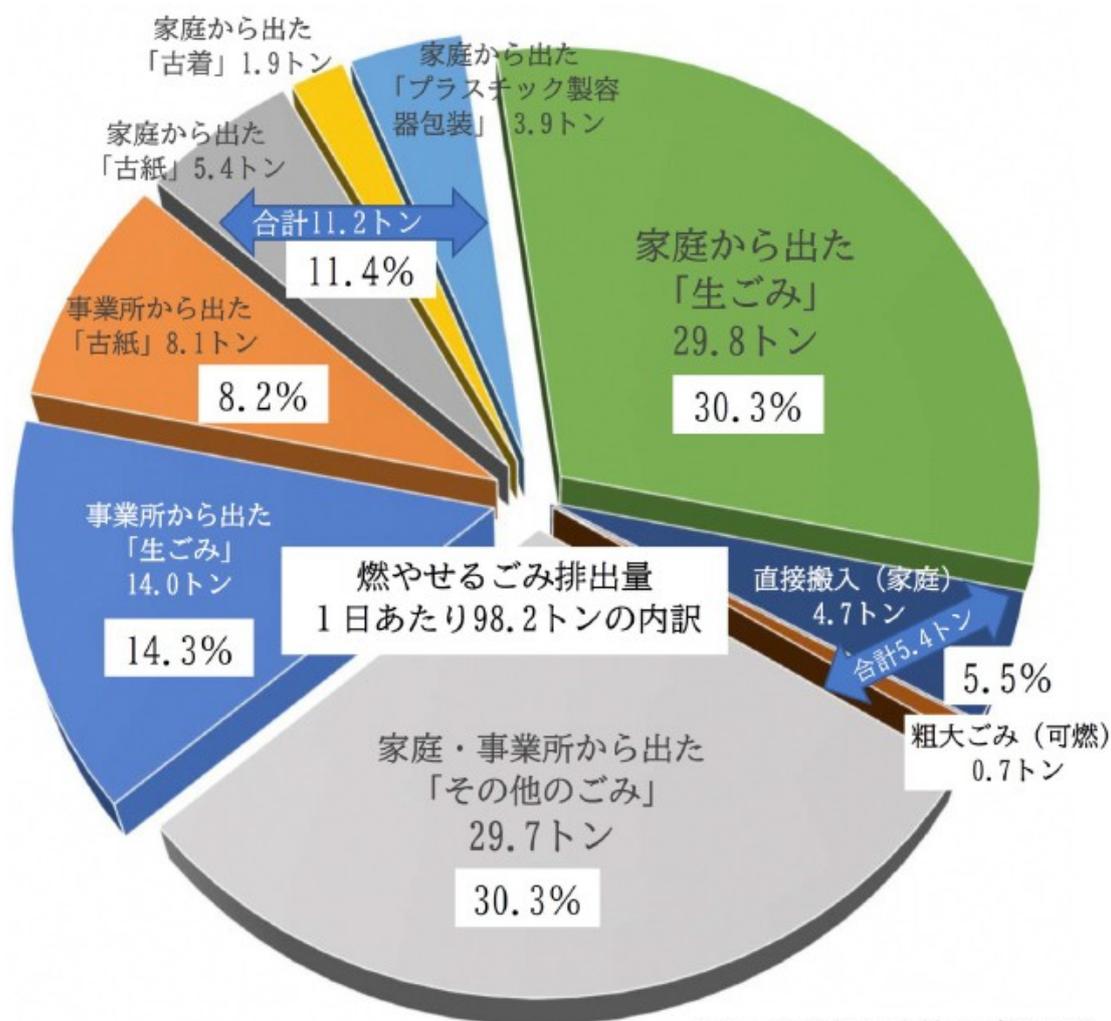
令和6年6月から令和6年11月まで（6か月間）

（理由）

- 市民・事業者の皆様への周知啓発には、ある程度長い期間を確保することが望ましいところですが、期間が長すぎる場合には、危機意識を長く持ち続けることが難しいと予想されます。
- また、燃やせるごみは、毎日の生活や事業活動から生じるものが多いことから、ある程度短い期間でも成果の有無を判断出来ます。
- これらのことを総合的に勘案して、「半年程度」が適切と判断しました。

#### 4 燃やせるごみ減量の重点品目

区分	No.	品目	1日あたり排出量 (トン/日)	構成割合
重点品目	1	家庭から出た「生ごみ」	29.8	30.3%
	2	家庭から出た「粗大ごみ（可燃）」 「直接搬入」	5.4	5.5%
	3	家庭から出た「古紙」 「プラスチック製容器包装」 「古着」	11.2	11.4%
	4	事業所から出た「古紙」	8.1	8.2%
	5	事業所から出た「生ごみ」	14.0	14.3%
			小計	68.5
家庭・事業所から出た「その他のごみ」			29.7	30.3%
計			98.2	100.0%



令和5年度排出実績及び推計値

## 5 市民・事業者に協力を求める「5つの行動」

No.	行 動	主 体
1	<p><b>家庭での生ごみの減量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食材・食品の「適量購入」、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、調理時の「適切除去」により、食品ロスを発生させない</li> <li>・発生した生ごみは、各家庭で、消滅型生ごみ処理容器キエーロ（春夏秋）で「消滅化」、またはコンポスト（通年）で「堆肥化」する</li> <li>・燃やせるごみとして排出する前に、電動生ごみ処理機で「乾燥化」、または「水切り」する</li> </ul>	市 民
2	<p><b>家庭でのリユース</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ使える不要品は、リユースショップやフリマアプリなどを活用して「売却」する、または家族・友人などに「譲渡」する</li> </ul>	
3	<p><b>家庭でのリサイクル（古紙、プラスチック製容器包装、古着）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック用・雑がみ用ごみ箱の配置、汚れたプラスチック製容器包装の洗浄、状態の良い古着の選別などによる、「古紙」「プラスチック製容器包装」「古着」の分別徹底</li> </ul>	
4	<p><b>事業所でのリサイクル（古紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙の分別保管と、買取業者や古紙回収業者、収集運搬許可業者を利用した再資源化</li> <li>・機密文書のシュレッダー処理とシュレッダー古紙の再資源化</li> </ul>	事業者
5	<p><b>事業所での食品ロス対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種共通の取組として、需要予測の精度向上、季節商品の完全予約制導入、余剰食品のフードバンク寄付</li> <li>・食品製造業の取組として、賞味期限延長</li> <li>・卸・小売業の取組として、小容量販売、ばら売り、量り売り、賞味・消費期限が近い食品の割引販売</li> <li>・外食産業の取組として、提供サイズの調整、3010運動などの食べ切り呼びかけ、持ち帰り用タッパーの配置など持ち帰り呼びかけ</li> </ul>	

## 6 市の取組

テーマ	取組の概要
<p><b>周知・意識啓発</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「ごみ緊急事態宣言」の周知</li> <li>2 市ホームページトップでの「燃やせるごみ緊急減量」の進捗状況の周知</li> <li>3 地域座談会・ミニサロンの開催</li> <li>4 「ごみ減量ガイドブック」の全戸配布</li> <li>5 「ゼロカーボンシティ会津若松」のインスタグラム等での情報発信</li> <li>6 「全市一斉ごみ減量運動」における、ごみステーション立会い・排出説明</li> <li>7 「出前講座」や学校教育を活用した周知啓発</li> </ol>
<p><b>3Rの推進</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「キエーロ」の普及拡大</li> <li>2 リユースの促進</li> <li>3 店頭回収や民間事業者との連携</li> </ol>
<p><b>事業系ごみ対策</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所訪問による事業系ごみの実態把握と減量の指導</li> <li>2 会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターと連携した搬入調査</li> <li>3 商工業団体と連携した事業者啓発</li> </ol>

## IV. 目標設定と達成の考え方

### 1 最終目標

一般廃棄物処理基本計画においては、令和7年度までの目標として、「1人1日あたりのごみ排出量970グラム」と、「燃やせるごみ排出量29,983トン/年(82.1トン/日)」を定めていますが、喫緊の課題である「燃やせるごみ排出量」の目標達成が優先されると考えます。

「燃やせるごみ排出量」の目標値は、新ごみ焼却施設の処理能力と稼働予定をもとに設定されていることから、最終目標の期限は新ごみ焼却施設が稼働する令和8年3月までとします。

以上のことから、緊急事態宣言による最終目標を次の通り定めます。

- (1) 指 標 燃やせるごみ排出量
- (2) 期 限 令和8年3月まで
- (3) 目標値 82.1トン/日  
(R5実績98.2トン、達成まで▲16.1トン・▲16.4%)

## 2 最終目標達成に必要な協力率

燃やせるごみ排出量の最終目標を達成するために、市民・事業者の皆様へ協力を求める5つの行動について、新たな協力をどの程度得る必要があるのか試算しました。

現時点においては燃やせるごみに含まれている重点品目の削減を目指していることから、「目標協力率（新規）」とは、現時点では協力いただいていない方から、新たに協力を得ることが必要な割合となっています。

No.	行動	重点品目	目標協力率（新規）※	排出量 (廃棄) (トン/日)	削減量 (トン/日)	削減率 (%)
1	家庭での生ごみの減量	家庭から出た「生ごみ」	食品ロスの発生抑制 25%	29.8	▲9.07	▲9.2
			消滅化・堆肥化 25%			
			乾燥化・水切り 25%			
2	家庭でのリユース	家庭から出た「直接搬入」「粗大ごみ（可燃）」	不要品の売却・譲渡 25%	5.4	▲0.16	▲0.2
3	家庭でのリサイクル	家庭から出た「古紙」「プラスチック製容器包装」「古着」	古紙 41% (現在 66.4%→目標 80%)	11.2	▲3.38	▲3.5
			プラスチック製容器包装 20% (現在 37.5%→目標 50%)			
			古着 21% (現在 4.5%→目標 25%)			
4	事業所でのリサイクル	事業所から出た「古紙」	古紙 44% (現在 55.7%→目標 75%)	8.1	▲3.57	▲3.6
5	事業所での食品ロス対策	事業所から出た「生ごみ」	食品ロスの発生抑制 25%	14.0	▲0.47	▲0.5
小 計				68.5	▲16.65	▲17.0
家庭・事業所から出た「その他のごみ」				29.7	-	-
合 計				98.2	▲16.65	▲17.0

行動後の燃やせるごみ排出量（令和7年度）	81.55（トン/日）
----------------------	-------------

※ 目標協力率（新規）

- ・協力率は、（資源化量）÷（資源化量+燃やせるごみに含まれる資源物の量）で計算。
- ・目標協力率（新規）は、目標達成に必要な新たな協力の目標値。
- ・詳細は参考資料を参照してください。

### 3 緊急減量期間中の目標の検討

最終的には、燃やせるごみ排出量について、令和8年3月までに、1日あたり82.1トンまで削減することが必要ですが、緊急減量期間である令和6年6月から令和6年11月までの6か月間では、どの程度まで削減できていればいいか、「緊急減量期間中の目標」を設定します。

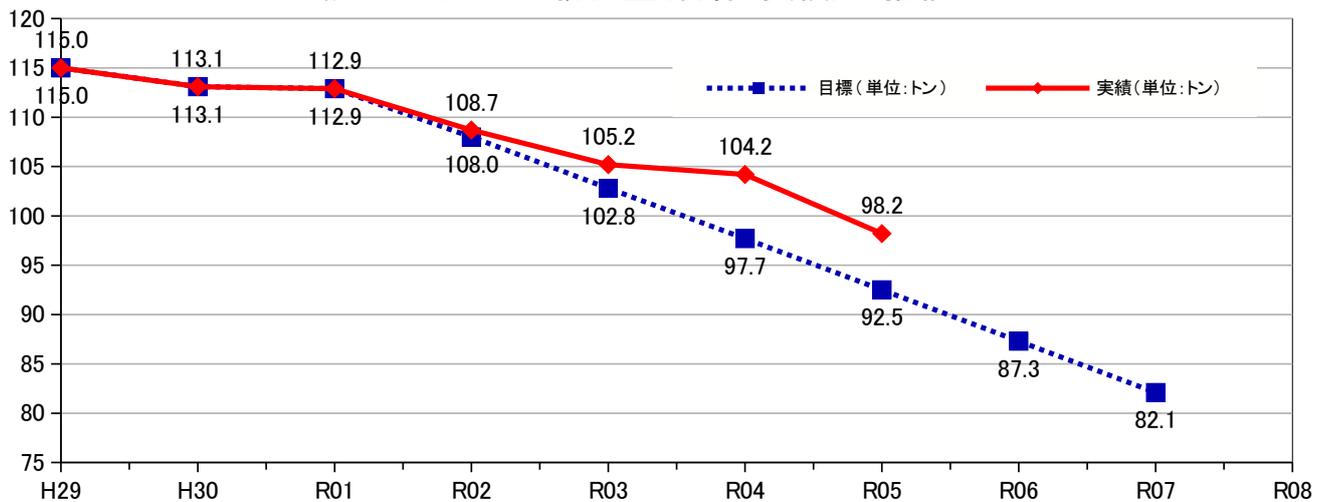
燃やせるごみ排出量の進行管理のために、最終目標だけでなく、年度毎の目標値を定めており、その推移は次の表とグラフの通りです。

(表) 燃やせるごみの排出量(目標・実績)の推移

(単位:トン/日)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	108.0	102.8	97.7	92.5	87.3	82.1
実績値	108.7	105.2	104.2	98.2		
目標差	+0.7	+2.4	+6.5	+5.7		

燃やせるごみの排出量(目標・実績)の推移



燃やせるごみ排出量は下記のグラフのように季節によって変動することから、重量をそのまま指標とした場合、市民・事業者の皆様への減量の成果なのか、単なる季節変動なのか判断できません。

### 令和5年度燃やせるごみ排出量の季節変動の推移



以上のことから、緊急減量期間中の目標は、燃やせるごみ排出量の令和6年度目標値である1日あたり87.3トンを達成できる状況にあるかを、令和5年度と同じ期間の実績からの削減率である「同期比」で判断することとします。

また、集計期間についても、周知啓発の効果が出ていないと思われる緊急減量期間の前半の3か月間（令和6年6月から8月）を除き、「後半の3か月間（令和6年9月から11月）」とします。

（表）緊急減量期間中の目標の算出基礎

年度	年度毎の値 (トン/日)	令和5年度実績 値との差 (トン/日)	令和5年度実績 からの削減率	緊急減量期間中 の目標
令和5年度	98.2 (実績)			
令和6年度	87.3 (目標)	▲10.9	▲11.1%	▲12%
令和7年度	82.1 (目標)	▲16.1	▲16.4%	

#### 4 目標達成の考え方

緊急減量期間中の目標を以下の通り設定し、達成か未達成かを判断することとします。

- (1) 判断時期 令和7年1月
- (2) 集計期間 令和6年9月から11月までの3か月間
- (3) 指 標 燃やせるごみ排出量（トン/日）
- (4) 目 標 値 令和5年度同期比 12%以上の削減
- (5) 達 成 時 当該時点においては、「ごみ処理有料化」の実施方針策定や条例改正案の議会への提案が不要と判断します。
- (6) 未達成時 ごみ減量を自分事とする仕組みとして、「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ない状況にあると判断し、ごみ処理有料化の実施方針の策定や条例改正案の議会への提案などを進めていきます。

なお、上記期間内で、目標を達成した場合であっても、燃やせるごみ排出量を令和7年度（令和8年3月）までに1日あたり82.1トン以下とする最終目標に変わりはありません。

令和6年12月以降についても、燃やせるごみ排出量を、毎月確認し、最終目標達成が難しい状況となった場合には、「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ない状況にあると判断し、ごみ処理有料化の実施方針の策定や条例改正案の議会への提案などを進めていきます。

## V. ごみ処理有料化の検討

### 1 概要

「ごみ緊急事態宣言」による取組によっても、緊急減量期間中の燃やせるごみ排出量の目標が達成できない場合、ごみ減量を自分事とする仕組みとして、令和5年度に会津若松市廃棄物処理運営審議会答申において必要性が示された「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ないと考えています。

このため、ごみ処理有料化について引き続き検討していくとともに、必要に応じて、廃棄物処理運営審議会での調査・審議やパブリックコメント等についても行ってまいります。

## 2 検討項目

ここに示す内容については、令和6年3月28日に廃棄物処理運営審議会から答申されたものであり、今後、たたき台として検討していくものです。

### (1) 導入時期

令和8年4月（予定）

### (2) 対象

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」を中心に他自治体等の事例を参考にしながら検討します。

分別区分		有料化	
8種	16分別		
(1)燃やせるごみ	①燃やせるごみ	○	
(2)燃やせないごみ	②燃やせないごみ	○	
資源物	(3)かん類	③スチール缶	—
		④アルミ缶	—
	(4)びん類	⑤無色びん	—
		⑥茶色びん	—
		⑦その他びん	—
	(5)プラスチック類	⑧ペットボトル	—
		⑨プラスチック製容器包装	—
		⑩プラスチック製品	—
	(6)古紙類	⑪新聞紙	—
		⑫雑誌・雑がみ	—
		⑬ダンボール	—
		⑭紙パック	—
	(7)古布類	⑮古着	—
	(8)粗大ごみ	⑯粗大ごみ	○

### (3) 排出方法

- ① ごみ処理手数料相当額の有料の「指定袋」及び「シール」を購入し、これらを用いてごみを排出することを基本として検討します。
- ② 不適切排出の防止と減量効果をより実効性の高いものとするため、ごみ袋及びシールへの「記名」を行うことも検討します。

(4) 手数料の料金体系

令和6年1月現在、生活系可燃ごみの有料化を実施している486市（全国815市区に占める割合59.6%）のうち、465市（95.7%）が導入している「単純従量制」と、21市（4.3%）が導入している「超過量従量制」について、令和8年4月開始までの準備期間を勘案しながら、制度の分かりやすさ、住民の許容度・納得感、ごみ減量・再資源化の効果、不法投棄・不適切排出の発生リスク、不正発生リスク、制度運営コスト、その他の影響等について調査・検討します。

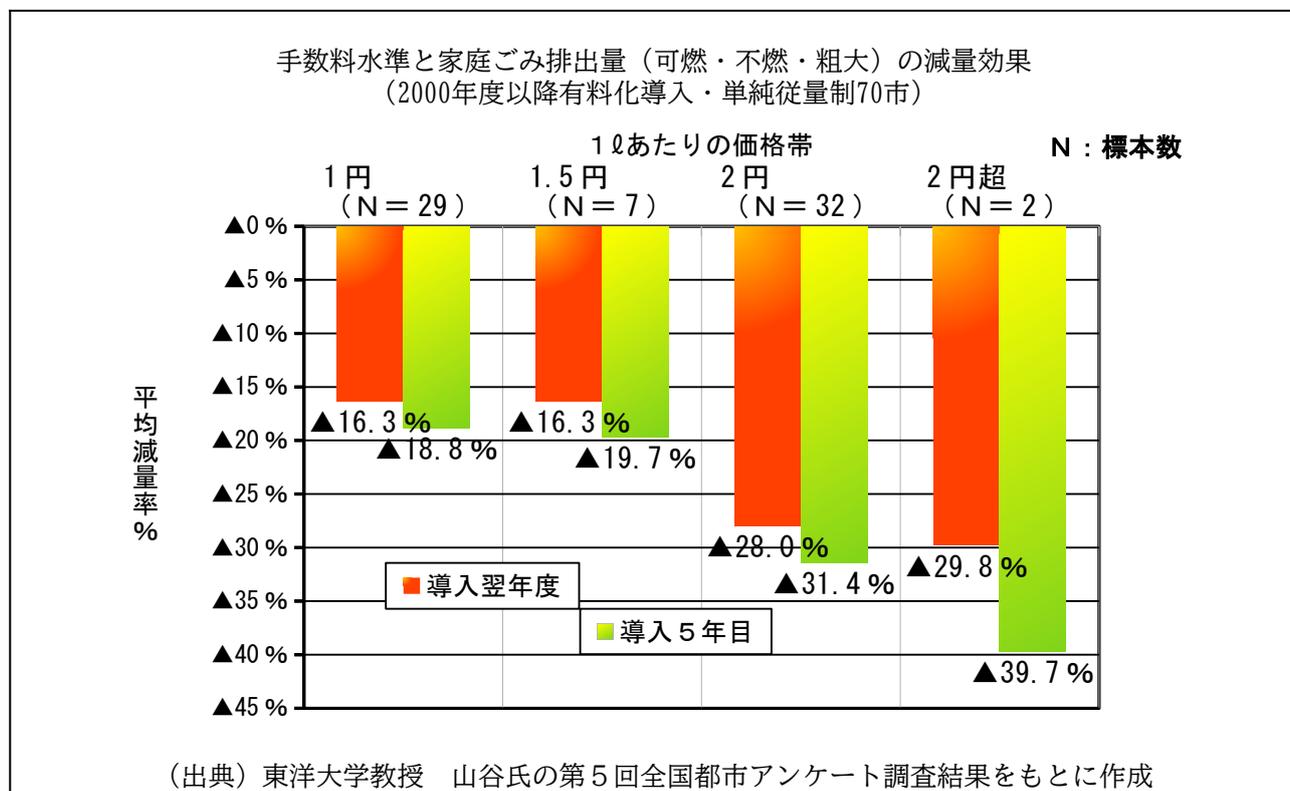
(出典) 東洋大学教授 山谷氏による全国都市家庭ごみ処理有料化実施状況データ

体系	料金体系図	料金体系の仕組み	利点	欠点
単純従量制		<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。</p> <p>例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。（均一従量制）</p>	<p>制度が単純でわかりやすい。</p> <p>排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用費用が他の料金体系と比べて安価である。</p>	<p>料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</p>
一定量無料型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p> <p>例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<p>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</p> <p>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
超過量従量制		<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。（累進従量制）</p>	<p>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p>	<p>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>

(引用) 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引」

(5) 手数料の水準

- ① 「一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果」「住民の受容性」「周辺市町村における料金水準」などを考慮して手数料の水準を設定します。
- ② 全国の事例では上記①を踏まえ、ごみ袋1ℓ当たりの単価が1円から2円超に設定されており、手数料水準が高くなるほど、減量効果が高くなる傾向が見られます。



(6) 手数料収入の活用

① 手数料収入の用途

ア 資源循環型社会形成の推進

「3R+Renewable」の取組の推進やごみ処理施設の整備、町内会のごみステーション整備支援、ごみ処理有料化により懸念される不法投棄対策等に充当し、資源循環型社会形成の推進に活用します。

イ 地域コミュニティ対策

ごみ処理有料化により経済的な影響を受ける方への配慮や、ごみ出し困難な方々の収集支援などに充当し、住みよい地域コミュニティづくりに活用します。

ウ 脱炭素・地球温暖化対策

子どもたちへの環境教育、補助金による省エネや電化の推進、再生可能エネルギーの地産地消の推進に充当することで、脱炭素・地球温暖化対策に活用します。

②手数料収入の活用イメージ

目的： 「ゼロカーボンシティ会津若松」の形成推進



<p>住みよい生活環境を まもる (資源循環型社会形成 の推進)</p>	<p>思いやりのある地域社会を つくる (地域コミュニティ対策)</p>	<p>豊かな自然を つなぐ (脱炭素・地球温暖化 対策)</p>
<p>(1)3R+Renewable (2)ごみ処理施設の整備・償還 (3)ごみステーションの衛生美化 (4)不法投棄対策、店頭の不適正排出への対策</p>	<p>(1)ごみ処理有料化により影響を受ける方への支援 (2)地域のごみ出し支援</p>	<p>(1)環境教育 (2)省エネの推進 (3)電化の推進 (4)再生可能エネルギーの地産地消の推進</p>



財源： ごみ処理手数料 等

## VI. スケジュール

年度	月	内容	
令和6年度	5月	緊急事態宣言	
	6月	ごみステーション立会い	
	7月	市政だより特集記事 ごみ減量ガイドブック タウンミーティング	
	8月	キエーロ学習会	
	9月	ごみステーション立会い	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月	目標達成判断	
	2月	目標達成	
	3月	目標未達成	
	令和7年度	4月	燃やせるごみ排出量を毎月確認
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月		最終目標 燃やせるごみ排出量 82.1トン/日の達成 新ごみ焼却施設稼働	
令和8年度		4月	ごみ処理有料化の導入
		5月	
	6月		



## 參考資料

## 答申との違い

- 1 令和5年度ごみ排出量の確定に伴って各種指標を更新しました。
- 2 令和5年度燃やせるごみ排出量が前年度比5.8%減となったことに伴い、燃やせるごみ排出量の最終目標達成に必要な協力率が低下しました。

No.	行動	本資料		答申	
		目標協力率（新規）	削減量 （トン/ 日）	目標協力率（新規）	削減量 （トン/ 日）
1	家庭での生ごみの減量	食品ロスの発生抑制 25%	▲9.07	食品ロスの発生抑制 50%	▲12.12
		消滅化・堆肥化 25%		消滅化・堆肥化 25%	
		乾燥化・水切り 25%		乾燥化・水切り 50%	
2	家庭でのリユース	不要品の売却・譲渡 25%	▲0.16	不要品の売却・譲渡 25%	▲0.15
3	家庭でのリサイクル	古紙 41% （現在 66.4% ➡ 目標 80%）	▲3.38	古紙 41% （現在 66.2% ➡ 目標 80%）	▲5.47
		プラスチック製容器包装 20% （現在 37.5% ➡ 目標 50%）		プラスチック製容器包装 61% （現在 35.7% ➡ 目標 75%）	
		古着 21% （現在 4.5% ➡ 目標 25%）		古着 22% （現在 4.3% ➡ 目標 25%）	
4	事業所でのリサイクル	古紙 44% （現在 55.7% ➡ 目標 75%）	▲3.57	古紙 42% （現在 55.6% ➡ 目標 75%）	▲3.48
5	事業所での食品ロス対策	食品ロスの発生抑制 25%	▲0.47	食品ロスの発生抑制 50%	▲0.97
計			▲16.65		▲22.19

- 3 緊急減量期間中に目標とする燃やせるごみ排出量を、「令和7年度」から、「令和6年度」へと変更しました。これに伴い、目標達成の判断を、「2段階」から「1段階」へと変更しました。

# 令和5年度ごみ排出量

## 1 所見

- (1) 1人1日あたりのごみ総排出量は1,176グラムとなり、前年度比▲53グラム・▲4.3%。
- ① 生活系・事業系の別では、生活系▲38グラム、事業系▲4グラム、資源化量▲11グラム。生活系ごみの減少は啓発効果によるものと思われる。
- ② 資源化量はステーション回収、集団回収ともすべての品目で減少。事業系の資源物のうち、生ごみの資源化量は増加。
- ③ 可燃・不燃の別では可燃ごみ▲39グラム、不燃ごみ▲3グラム、資源ごみ▲11グラムと減少率が低い。
- 可燃ごみの内訳は生活系が▲6.0%に対し、事業系は▲1.0%と減少率が低い。
- ④ R5目標値との差は▲12.3%、R7目標値との差は▲17.5%と厳しい状況にある。
- (2) 燃やせるごみの排出量は1日あたり98.2トンとなり、対前年比差▲6トン・▲5.8%。
- ① 人口減少▲1.6%を加味しないと、▲4.2%の減少となった。
- ② R5目標値との差は▲5.8%、R7目標値との差は▲16.4%と厳しい状況にある。

## 2 1人1日あたりのごみ総排出量の内訳

区分	目標値		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-R4比較		目標達成まで	
	R7年度	R5年度							増減値	増減率	対最終年度	対本年度
ごみ総排出量	970	1,031	1,250	1,257	1,241	1,231	1,229	1,176	▲53	▲4.3%	▲206	▲145
人口 (10月1日現在)	-	-	120,841	119,820	118,340	116,000	114,687	112,882	▲1,805人	▲1.6%	-	-

(単位：グラム)

## (1) 生活系・事業系の別

区分	目標値 (参考値)		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-R4比較		目標達成まで	
	R7年度	R5年度							増減値	増減率	対最終年度	対本年度
I 生活系ごみ排出量 (資源化量除く)	480	518	647	651	662	647	643	605	▲38	▲5.9%	▲125	▲87
II 事業系ごみ排出量 (資源化量除く)	200	225	335	338	307	307	312	308	▲4	▲1.3%	▲108	▲83
III 資源化量 (参考値)	290	288	268	268	272	277	274	263	▲11	▲4.0%	+27	+25

(単位：グラム)

## (2) 可燃・不燃の別

区分	目標値 (参考値)		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-R4比較		目標達成まで	
	R7年度	R5年度							増減値	増減率	対最終年度	対本年度
ごみ総排出量	970	1,031	1,250	1,257	1,241	1,231	1,229	1,176	▲53	▲4.3%	▲206	▲145
燃やせるごみ排出量	650	705	935	942	918	907	909	870	▲39	▲4.3%	▲220	▲165
生活系	451	481	601	606	612	601	598	562	▲36	▲6.0%	▲111	▲81
事業系	199	224	334	336	306	306	311	308	▲3	▲1.0%	▲109	▲84
燃やせないごみ排出量	30	38	47	47	51	47	46	43	▲3	▲6.5%	▲13	▲5
資源化量 (参考値)	290	288	268	268	272	277	274	263	▲11	▲4.0%	+27	+25

(単位：グラム)

## 3 燃やせるごみの排出量

区分	目標値		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-R4比較		目標達成まで	
	R7年度	R5年度							増減値	増減率	対最終年度	対本年度
燃やせるごみの排出量 (トン/日)	82.1	92.5	113.1	112.9	108.7	105.2	104.2	98.2	▲6.0	▲5.8%	▲16.1	▲5.7
燃やせるごみの排出量 (トン/年)	29,983	33,757	41,269	41,305	39,665	38,410	38,043	35,926	▲2,117	▲5.6%	▲5,943	▲2,169

(単位：トン)

## 令和5年度ごみ排出量の内訳

### ■実績値

区分	年間量 (トン)	日量 (トン)	1人1日あたり (グラム)
人口 (10月1日現在)	—	—	112,882
ごみ総排出量	48,603	132.8	1,176
生活系ごみ排出量 ※資源物を除く	24,997	68.3	605
事業系ごみ排出量 ※資源物を除く	12,738	34.8	308
資源化量	10,868	29.7	263
燃やせるごみ	35,926	98.2	870
燃やせないごみ	1,809	4.9	44

### ■内訳

区分	年間量 (トン)	日量 (トン)	1人1日あたり (グラム)
生活系ごみ排出量	29,308	80.1	709.38
燃やせるごみ	委託	21,231	58.0
	市民搬入	1,720	4.7
	粗大ごみ	247	0.7
燃やせないごみ	委託	1,727	4.7
	市民搬入	596	1.6
	粗大ごみ	101	0.3
資源物	有価物抽出	625	1.7
	古紙類	1,536	4.2
	ペットボトル	303	0.8
	プラスチック類	858	2.3
	かん類	298	0.8
	びん類	661	1.8
	古着	29	0.1
事業系ごみ排出量	18,206	49.7	440.67
燃やせるごみ	許可	12,031	32.9
	直接搬入	697	1.9
燃やせないごみ	許可	9	0.0
	直接搬入	1	0.0
資源物	古紙類	5,097	13.9
	生ごみ	284	0.8
	給食施設生ごみ	88	0.2
集団回収	1,089	3.0	26.36
資源物	古紙類	1,044	2.9
	古布	2	0.0
	かん類	33	0.1
	びん類	9	0.0
	廃食用油	1	0.0

※ 端数処理のため区分の計と内訳が一致しない場合があります。

## 生活系可燃ごみ組成(湿ベース推計値)

### ■推計方法

- ①年間排出量は、令和5年度の実績を使用
- ②組成割合は、令和5年度に4回実施した本市独自の生活系可燃ごみ組成(乾ベース)データを使用
- ③環境省が示す方法で「乾ベース」から「湿ベース」を推計
- ④本市の生活系燃やせるごみ(年間量、日量、1人1日あたり)の委託分に占める重量を推計

### ■「令和5年度生活系可燃ごみ(委託分)」排出実績値

項目	生活系
年間量(トン)	21,231
日量(トン)	58.0
1人1日あたり(グラム)	514

### ■湿ベースの組成割合と品目ごとの重量(推計)

国分類	No.	品目	組成割合(%)			重量の推計値		
			乾ベース (A)	固有水分量 (B)	湿ベース (D)	年間量(トン)	日量(トン)	1人1日あたり (グラム)
紙・布類	1	飲料容器	1.9	7.0	1.0	212	0.6	5
	2	段ボール	1.0		0.6	127	0.3	3
	3	新聞・広告	2.8		1.5	319	0.9	8
	4	雑誌・コピー用紙・包装紙	7.2		3.9	828	2.3	20
	5	空き箱	6.0		3.3	701	1.9	17
	6	ティッシュ・キッチンペーパー	9.2		5.0	1,062	2.9	26
	7	その他の紙	1.1		0.6	127	0.3	3
	8	紙おむつ	5.5		3.0	637	1.7	15
	9	衣類	5.9		3.2	679	1.9	16
	10	その他の布	3.4		1.9	403	1.1	10
ビニル・樹脂・ゴム・皮	11	資源プラ(容器包装類)	13.3	1.0	6.8	1,444	3.9	35
	12	その他のプラ	1.2		0.6	127	0.3	3
	13	ゴム・皮革類	0.8		0.4	85	0.2	2
木・竹・わら	14	木製品	2.5	35.0	2.0	425	1.2	10
	15	木・草・竹・わら	11.0		8.6	1,826	5.0	44
厨芥類	16	生ごみ	20.2	80.0	51.3	10,892	29.8	264
不燃物類	17	缶	0.2	5.0	0.1	21	0.1	1
	18	びん	0.0		0.0	0	0.0	0
	19	その他の不燃物	1.5		0.8	170	0.5	4
その他(5mm以下)	20	その他(5mm以下)	5.3	50.0	5.4	1,146	3.1	28
合計			100.0	-	100.0	21,231	58.0	514

-	21	直接搬入(家庭)	-	-	-	1,720	4.7	42
-	22	粗大ごみ(可燃)	-	-	-	247	0.7	6

No.1からNo.22の合計	23,198	63.4	562
----------------	--------	------	-----

### ○再掲載

・リサイクル可能な資源ごみ

古紙(No.2~5)	17.0	9.3	1,975	5.4	48
古着(No.9)	5.9	3.2	679	1.9	16
プラスチック製容器包装(No.11)	13.3	6.8	1,444	3.9	35
合計	36.2	19.3	4,099	11.2	99

・堆肥化、乾燥化、消滅化が可能な品目

刈り草・剪定枝(No.15)	11.0	8.6	1,826	5.0	44
生ごみ(No.16)	20.2	51.3	10,892	29.8	264

## 事業系可燃ごみ組成(湿ベース推計値)

### ■推計方法

- ①年間排出量は、令和5年度の実績を使用
- ②組成割合は、令和5年度に4回実施した本市独自の事業系可燃ごみ組成(乾ベース)データを使用
- ③環境省が示す方法で「乾ベース」から「湿ベース」を推計
- ④本市の事業系燃やせるごみ(年間量、日量、1人1日あたり)の許可分に占める重量を推計

### ■「令和5年度事業系可燃ごみ(許可分)」排出実績値

項目	事業系
年間量(トン)	12,031
日量(トン)	32.9
1人1日あたり(グラム)	291

### ■湿ベースの組成割合と品目ごとの重量(推計)

国分類	No.	品目	組成割合(%)			重量の推計値		
			乾ベース(A)	固有水分量(B)	湿ベース(D)	年間量(トン)	日量(トン)	1人1日あたり(グラム)
紙・布類	1	飲料容器	2.3		1.5	181	0.5	4
	2	段ボール	7.1		4.5	541	1.5	13
	3	新聞・広告	4.9		3.1	373	1.0	9
	4	雑誌・コピー用紙・包装紙	21.8		13.9	1,672	4.6	40
	5	空き箱	4.6		2.9	349	1.0	9
	6	ティッシュ・キッチンペーパー	4.6		2.9	349	1.0	9
	7	その他の紙	2.9		1.9	229	0.6	6
	8	紙おむつ	1.8		1.2	144	0.4	4
	9	衣類	0.7		0.4	48	0.1	1
	10	その他の布	2.9		1.9	229	0.6	6
ビニル・樹脂・ゴム・皮	11	資源プラ(容器包装類)	20.8		12.5	1,504	4.1	36
	12	その他のプラ	1.3	1.0	0.8	96	0.3	2
	13	ゴム・皮革類	0.7		0.4	48	0.1	1
木・竹・わら	14	木製品	0.1	35.0	0.1	12	0.0	0
	15	木・草・竹・わら	2.1		1.9	229	0.6	6
厨芥類	16	生ごみ	14.3	80.0	42.4	5,101	14.0	123
不燃物類	17	缶	0.7		0.4	48	0.1	1
	18	びん	0.0	5.0	0.0	0	0.0	0
	19	その他の不燃物	0.6		0.4	48	0.1	1
その他(5mm以下)	20	その他(5mm以下)	5.8	50.0	6.9	830	2.3	20
		合計	100.0	-	100.0	12,031	32.9	291
-	21	直接搬入(事業所)	-	-	-	697	1.9	17

No.1からNo.21の合計	12,728	34.8	308
----------------	--------	------	-----

### ○再掲載

・リサイクル事業者によるリサイクルが可能な資源ごみ

古紙(No.2~5)	38.4	24.4	2,935	8.1	71
生ごみ(No.16)	14.3	42.4	5,101	14.0	123

・バイオマス資源(再掲を含む)

紙くず(No.6・7)	7.5	4.8	578	1.6	15
刈り草・剪定枝(No.15)	2.1	1.9	229	0.6	6
生ごみ(No.16)	14.3	42.4	5,101	14.0	123
合計	23.9	49.1	5,908	16.3	144

## 可燃ごみ組成（湿ベース推計値）

### ■推計方法

令和5年度に実施した生活系及び事業系可燃ごみ組成（湿ベース推計値）から、本市の燃やせるごみ（年間量、日量、1人1日あたり）に占める総重量を推計

### ■「令和5年度燃やせるごみ」排出実績値

項目	燃やせるごみ
年間量（トン）	35,926
日量（トン）	98.2
1人1日あたり（グラム）	870

### ■品目ごとの重量（推計）

国分類	No.	品目	総重量の推計値			割合（%）
			年間量（トン）	日量（トン）	1人1日あたり（グラム）	
紙・布類	1	飲料容器	393	1.1	9	1.1
	2	段ボール	668	1.8	16	1.8
	3	新聞・広告	692	1.9	17	1.9
	4	雑誌・コピー用紙・包装紙	2,500	6.9	60	7.0
	5	空き箱	1,050	2.9	26	3.0
	6	ティッシュ・キッチンペーパー	1,411	3.9	35	4.0
	7	その他の紙	356	0.9	9	0.9
	8	紙おむつ	781	2.1	19	2.2
	9	衣類	727	2.0	17	2.1
	10	その他の布	632	1.7	16	1.7
ビニル・樹脂・ゴム・皮	11	資源プラ（容器包装類）	2,948	8.0	71	8.2
	12	その他のプラ	223	0.6	5	0.6
	13	ゴム・皮革類	133	0.3	3	0.3
木・竹・わら	14	木製品	437	1.2	10	1.2
	15	木・草・竹・わら	2,055	5.6	50	5.7
厨芥類	16	生ごみ	15,993	43.8	387	44.6
不燃物類	17	缶	69	0.2	2	0.2
	18	びん	0	0.0	0	0.0
	19	その他の不燃物	218	0.6	5	0.6
その他（5mm以下）	20	その他（5mm以下）	1,976	5.4	48	5.5
—	21	直接搬入（家庭）	1,720	4.7	42	4.8
—	22	粗大ごみ（可燃）	247	0.7	6	0.7
—	23	直接搬入（事業所）	697	1.9	17	1.9
		合計	35,926	98.2	870	100.0

燃やせるごみ排出量の内訳と資源化・減量化が可能な割合について

○生活系

・リサイクル可能な資源ごみ

品目	総重量の推計値			割合 (%)
	年間量 (トン)	日量 (トン)	1人1日あたり (グラム)	
古紙 (No.2~5)	1,975	5.4	48	5.5
古着 (No.9)	679	1.9	16	1.9
プラスチック製容器包装 (No.11)	1,444	3.9	35	4.0
合計	4,098	11.2	99	11.4

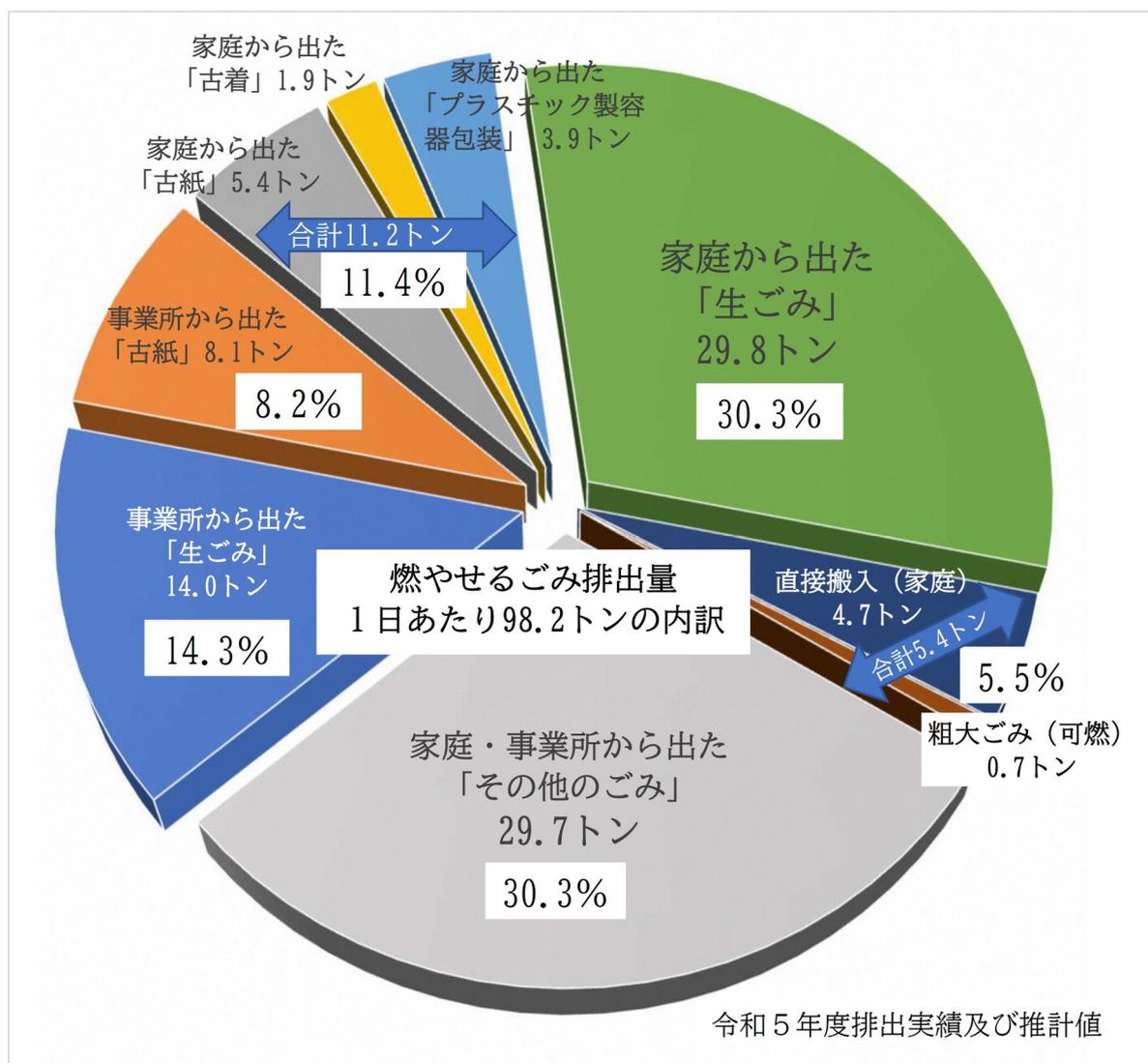
・堆肥化、乾燥化、消滅化が可能な品目

生ごみ (No.16)	10,892	29.8	264	30.3
-------------	--------	------	-----	------

○事業系

・リサイクル可能な資源ごみ

古紙 (No.2~5)	2,935	8.1	71	8.2
生ごみ (No.16)	5,101	14.0	123	14.3



## 効果試算「1 家庭での生ごみの減量」

### 1 生活系生ごみに含まれる食品ロス

項目	割合 (%) ※1	発生量 (トン/日)	項目	割合 (%) ※1	発生量 (トン/日)
	A	B		C	D
食品ロス	33.2%	9.89	直接廃棄	14.9%	4.44
その他の生ごみ	66.8%	19.91	過剰除去	4.6%	1.37
計(生ごみ)	100.0%	29.80	食べ残し	13.7%	4.08
			計	33.2%	9.89

※1 環境省「令和4年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取り組みに係る実態調査」

※2 生ごみの発生量の合計は、本市の令和5年度の燃やせるごみ排出実績と可燃ごみ組成分析に基づく推計

### 2 効果試算

- (1) 食材・食品の「適量購入」、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、調理時の「適切除去」により、食品ロスを発生させない

項目	排出量 (トン/日)	目標協力率 (新規) (%) ※3	削減量 (トン/日)	対策後 発生量① (トン/日)
	E	F	$G=E \times F$	$H=E-G$
食品ロス	9.89	25%	2.47	7.42

※3 現時点の協力率が分からないことから、新たに協力してくれる率の目標値を設定。

- (2) 発生した生ごみは、各家庭で、消滅型生ごみ処理容器キエーロ（春夏秋）で「消滅化」、またはコンポスト（通年）で「堆肥化」する

項目	発生量 (トン/日)	効果率 (%) ※4	可能量 (トン/日)	目標協力率 (新規) (%) ※3	削減量 (トン/日)	対策後 発生量② (トン/日)
	I	J	$K=I \times J$	L	$M=K \times L$	$N=I-M$
対策後発生量①	7.42	100%	7.42	25%	1.86	5.56
その他の生ごみ	19.91	90%	17.92	25%	4.48	15.43
計	27.33		25.34	25%	6.34	20.99

※4 その他の生ごみには、貝殻、太い骨、トウモロコシの芯、玉ねぎの皮など、短期間では消滅化・堆肥化できないものが、10%程度含まれると仮定。

- (3) 燃やせるごみとして排出する前に、電動生ごみ処理機で「乾燥化」、または「水切り」する

項目	発生量 (トン/日)	効果率 (%) ※5	目標協力率 (新規) (%) ※3	削減量 (トン/日)	対策後 発生量③ (トン/日)
	N	0	P	$Q=N \times 0 \times P$	$R=N-Q$
対策後発生量②	20.99	5%	25%	0.26	20.73

※5 出典なし。事務局による仮置き。

### 3 削減量（再掲）

項目	食品ロスの 発生抑制 (トン/日)	消滅化 ・堆肥化 (トン/日)	乾燥化 ・水切り (トン/日)	計 (トン/日)
削減量	2.47	6.34	0.26	9.07

## 効果試算「2家庭でのリユース」

### 1 効果試算

まだ使える不要品は、リユースショップやフリマアプリなどを活用し売却、または家族・友人などに譲渡。

燃やせるごみでは、直接搬入（家庭）と粗大ごみ（可燃）が減少

項目	発生量 (トン/日)	効果率 (%) ※1	可能量 (トン/日)	目標協力率 (新規) (%) ※2	削減量 (トン/日)
	A	B	C=A×B	D	E=C×D
生活系直接搬入	4.70	10%	0.47	25%	0.12
粗大ごみ（可燃）	0.70	20%	0.14	25%	0.04
計	5.40		0.61		0.16

※1 出典なし。事務局による仮置き。

※2 現時点の協力率が分からないことから、新たに協力してくれる率の目標値を設定。

## 効果試算「3家庭でのリサイクル」「4事業所でのリサイクル」

### 1. 現状

項目	家庭				事業所	合計
	古紙	プラスチック 製容器包装	古着	計		
委託業者回収	4.20	2.34	-	6.54	-	6.54
拠点回収	-	-	0.08	0.08	-	0.08
集団回収	2.85	-	0.01	2.86	-	2.86
許可業者回収	-	-	-	0.00	13.93	13.93
うち店頭回収	3.60	-	-	3.60	-3.60	0.00
計	10.65	2.34	0.09	13.08	10.33	23.41
F=sum(A:E)						
廃棄量 (トン/日) ※2	5.40	3.90	1.90	11.20	8.20	19.40
H=F+G	16.05	6.24	1.99	24.28	18.53	42.81
I=F/H	66.4%	37.5%	4.5%	53.9%	55.7%	54.7%

※1 本市で把握できるものに限る（専ら物である古紙、古着の資源化は捕捉できない）

※2 本市の令和5年度の燃やせるごみ排出実績と可燃ごみ組成分析に基づく推計

### 2. 目標

項目	家庭				事業所	合計
	古紙	プラスチック 製容器包装	古着	計		
目標協力率 (%)	80.0%	50.0%	25.0%	-	75.0%	-
目標資源化量 (トン/日)	12.84	3.12	0.50	16.46	13.90	30.36
K=H×J						

### 3. 効果

項目	家庭				事業所	合計
	古紙	プラスチック 製容器包装	古着	計		
L=K-F	2.19	0.78	0.41	3.38	3.57	6.95
M=L/G	41%	20%	21%	30%	44%	36%

## 効果試算「5事業所での食品ロス対策」

### 1 食品産業全体での可食部・不可食部の内訳（推計） ※1

4業種区分	可食部		不可食部		食品産業計	
	発生量(千トン)	業種別割合	発生量(千トン)	業種別割合	発生量(千トン)	業種別割合
食品製造業	1,262	38.9%	12,736	88.4%	13,998	79.3%
食品卸売業	160	4.9%	124	0.9%	284	1.6%
食品小売業	659	20.3%	564	3.9%	1,223	6.9%
外食産業	1,160	35.8%	988	6.9%	2,148	12.2%
全体	3,241	100.0%	14,412	100.0%	17,653	100.0%

※1 農林水産省委託業務「令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和3年3月）

### 2 事業系一般廃棄物（食品残さ）での可食部・不可食部の内訳（推計） ※2

4業種区分	発生量(千トン)			発生割合(%)		
	可食部	不可食部	計	可食部	不可食部	計
食品卸売業	160	124	284	56.3%	43.7%	100.0%
食品小売業	659	564	1,223	53.9%	46.1%	100.0%
外食産業	1,160	988	2,148	54.0%	46.0%	100.0%
全体	1,979	1,676	3,655	54.1%	45.9%	100.0%

※2 食品製造業者から排出される動植物性残さは、産業廃棄物となるため除外。

### 3 食品ロス発生要因（業種ごと上位3件） ※1

4業種区分	要因	割合	対策の内容
食品卸売業	納品期限切れの商品	39.8%	賞味・消費期限延長、適量仕入れ
	返品・不良品	32.7%	消費者啓発
	その他(試供品、災害等)	13.4%	
食品小売業	販売期限切れの商品	82.4%	賞味・消費期限延長、適量仕入れ
	売れ残り商品	12.1%	生産計画改善、販売方法改善
	調理でのロス	2.7%	調理技術向上
外食産業	お客様の食べ残し	82.4%	消費者啓発
	売れ残り商品	5.6%	生産計画改善、販売方法改善
	作り置き品・誤発注	3.1%	生産計画改善

### 4 事業系食品ロス発生量と効果試算

項目	生ごみ発生量 (トン/日) ※3	食品ロス割合 (%)	食品ロス発生量 (トン/日)	効果率 (%) ※4	目標協力率 (新規) (%) ※5	削減量 (トン/日)
	A	B	C=A×B	D	E	F=C×D×E
事業系	14.00	54.1%	7.58	25%	25%	0.47

※3 本市の令和5年度燃やせるごみ排出実績と令和5年度可燃ごみ組成分析に基づく推計

※4 出典なし。事務局による仮置き。

※5 現時点の協力率が分からないことから、新たに協力してくれる率の目標値を設定。

